

2020年6月3日

国民民主党
代表 玉木雄一郎 殿

全国交通運輸労働組合総連合
中央執行委員長 園田 龍一



新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止措置により休業等を要請された業種や施設がある一方、交通運輸業については「社会生活を維持するための必要な業種」と位置付けられており、適切な感染予防策を取りながら日常生活に必要不可欠な人流・物流を滞らせることのないよう、感染のリスクと闘いながら使命感を持って日夜業務に当たっています。

このような状況の中、現場で働く労働者の感染を防止するとともに、運行の安全・安心の確保、さらには雇用維持と事業の存続に向けた観点から、今月18日には厚生労働省と国土交通省に対して政策要請を行いました。（別添の両省庁あての要請書をご参照ください）

そこでこの度、それらの要請事項の中でも特に重要かつ緊急度の高い項目について下記に取りまとめましたので、政策の前進・実現に向けてご支援いただきますようお願いいたします。

記

（共通事項）

1. 社会保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症対策の影響により大きく賃金が減った場合であっても、現状ではただちに社会保険料の負担額が軽減される仕組みはない。納付期限の猶予措置はすでに実施されているものの、残念ながらそれが根本的な生活支援にはつながっていない現状がある。

一方で、国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする保険料免除措置がある。また、国民健康保険についても3割以上の収入減少等に対して減免措置を実施していることを踏まえ、社会保険料についても賃金の減少に応じて即時に標準報酬月額改定が出来る制度の導入や保険料の減免措置を早急に講じられたい。

2. 感染拡大終息後の方への観光客誘致施策について

補正予算の中に、新型コロナウイルス感染症拡大が抑制された後の観光施策の予算が盛り込まれているが、高速道路を利用した観光客の増大により高速道路の渋滞やS A／P Aの激しい混雑により、トラックや高速バスなどの営業車両の運行が支障を来たすことが予想される。については、高速道路通行料金については当面の間、営業車と自家用車に格差を設けるとともに、観光施策として実施されている休日割引の拡充を図ることなく、航空機・鉄道・バス等の公共交通機関を利用した観光客誘致政策を講じられたい。

(トラック部会)

高速道路料金の負担の軽減について

国民生活を守るためにライフラインとして、緊急事態宣言下においてもトラック運送事業者は消費関連貨物の輸送を継続してきたが、生産関連貨物の輸送量減により、高速道路等の有料道路の利用頻度が減少している。

こうしたことから、高速道路料金の大口・多頻度割引について、従来の割引率が適用されない事業者が多くいることから、経済対策の一環として新型コロナウイルスが終息するまでの期間限定で、各事業者等に対し「緊急事態宣言」発令以前の割引率を担保するなどの特例措置をとられたい。

(軌道・バス部会)

新たな補助制度の創設について

路線バスにおいては移動自粛に伴う利用者減により、この影響で新たに赤字路線になる場合もある。貸切バスにおいては、学校の休校措置等に伴う修学旅行のキャンセルやスクールバス等の需要減、移動制限による旅行需要の落ち込みにより2月末以降は全く仕事がない状況に陥っており、このままの状況が続けばさらに倒産する企業が続出する可能性がある。このような状況下でも地域の足を守りつつ感染拡大を防ぐため、マスクの着用や消毒液を利用した除菌装置を設置して運行を継続しているが、利用者減による減収に伴いそれらの費用負担もままならない。

こうしたことから、新型コロナウイルスに特化した「新型コロナウイルス対策補助制度（仮称）」を創設し、乗合・高速バスについては少なくとも対前年比の収支を鑑みた減収部分について、また、貸切バスについては、キャンセル等の損失部分について、業界が回復傾向になるまでの間、助成金を交付されたい。

併せて、第2次補正予算に公共交通に対する支援策が盛り込まれたが、事業者数を考慮するとまだ不足していることから、感染拡大防止に向けてマスクや消毒液購入費及び除菌装置設置費、ビニールカーテン設置費用等も含め、さらなる助成をされたい。

(ハイヤー・タクシ一部会)

貨物運送（宅配事業）の時限的な許可について

外出自粛やテレワークなどの要請に伴い営業収入は5割から6割減少している。事業者も新型コロナウイルス感染対策による安全・安心を担保し、稼働数も半数に削減し営業を継続している。

タクシー運転者の賃金は営業収入による歩合制賃金が多くを占めているため最低賃金を割り込むところも出てきている。

このような状況でタクシー事業者にもデリバリーサービスが特例的に許可された。利用者からは好評であるが件数にも限りがある。一方で外出自粛要請により宅配便の荷物個数も増加しているがドライバー不足が慢性化している。このことからタクシー事業者による貨物運送（宅配事業）についても時限的に許可されたい。

(自校・一般部会)

高齢者講習対象者の更新期限の延長、申請不要の延長みなし制度について

都市部を中心に従来から受講が滞っていたところ、知事による休業要請は都市部でより長期化したことから、3ヵ月の期限延長では追いつかないことが明らかで、混乱は必至の情勢である。高齢者講習が義務付けられている70歳以上に限り、期限延長の期間の6ヵ月程度への拡大と、7月末までの更新期限とされる対象者の拡大をされたい。また、教習所は、休業期間の延長などにより、度重なる講習の予約調整などでクレームの矢面に立っており、せめて期限延長手続きを不要として受講者の負担軽減を図られたい。併せて、講習受講時のマスク着用徹底について、他者への感染拡大防止であることの理解が十分でないうえ着用が不快となる季節を迎えるなか、民間事業者の要請だけでは限界があり、更新通知において周知徹底されたい。

以上